

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

注. 当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第3号に定める無償化対象通所児童又は同令第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、「利用者負担上限月額①」欄には、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を記入することとする。

特例障害児通所給付費等明細書

市町村番号					
助成自治体番号					

令和　年　月分

受給者証番号							
通所給付決定保護者 氏名							
通所給付決定に係る 障害児氏名							

利用者負担上限月額 ①

利用者負担上限額 管理事業所	指定事業所番号	管理結果	管理結果額
	事業所名称		

サービス種別		開始年月日	令和	年	月	日	終了年月日	令和	年	月	日	利用日数		
		開始年月日	令和	年	月	日	終了年月日	令和	年	月	日	利用日数		

- 旧様式からの変更点
 - ・注釈の記載の追加

枚中 枚目

注：当該給付決定に係る障害児が児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第3号に定める無償化対象通所児童又は同令第27条の2第3号に定める無償化対象入所児童である場合であっても、「利用者負担上限月額①」欄には、当該給付決定に係る障害児が無償化対象期間外であるものとして算定した利用者負担上限月額を記入することとする。